平成２１年（フ）第５６５号
新潟県西蒲原郡弥彦村美山5930番地１
債務者　高村　美香
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４８３号
愛知県稲沢市井之口町大宮前5558―３、住民票上の住所愛知県稲沢市井之口大宮町45番地シャトレ愛松稲沢Ⅶ―206
債務者　田原　敦子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第６９８６号
大阪市平野区瓜破西１丁目16番30号　フォーリオ104
債務者　清水設備工業こと　清水　俊行
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０２５号
大阪府東大阪市近江堂３丁目７番６号
債務者　今村美保子（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０８８号
大阪府東大阪市小阪１丁目11番３―419号
債務者　藤田　政志
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０９８号
大阪市東淀川区東中島１丁目13番22―502号
債務者　村田　大輔
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１３４号
大阪市城東区鴫野西１丁目６番９号
債務者　光山　孝子（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１４８号
大阪市東成区大今里１丁目33番８号
債務者　伊藤　和弘
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１６３号
大阪市東住吉区桑津１丁目10番９―802号
債務者　松藤　浩一
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４８５号
大阪市淀川区塚本６丁目８番14号　めぐみマンション201号
債務者　藤本　雅俊
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５５１号
大阪府枚方市宮之阪１丁目８番９号
債務者　久我　周治
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６３５号
大阪市天王寺区空堀町16番13号　第２和光ハイツ405号
債務者　野﨑　泰子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７４１号
大阪府豊中市服部元町２丁目１番19―101号
債務者　東　　舞子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８９５号
大阪府豊中市北桜塚２丁目２番28号
債務者　佐々木　卓
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０９１号
大阪府門真市本町35番２―605号
債務者　永澤ヤエミ
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１５０号
大阪市西成区千本中２丁目５番20号　サンプラザ千本603号
債務者　西上比佐子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１６０号
大阪府寝屋川市高柳２丁目19番13号、住民票上の住所大阪府寝屋川市高柳７丁目10番19号
債務者　藤川　武司
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２８２号
大阪府高槻市津之江町１丁目88番２号
債務者　松井　良全
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部